

4 被 保 険 者

(1) 第1号被保険者

年齢65歳以上の練馬区民である。

日常生活において介護が必要となった場合、認定を受ければ介護保険サービスが利用できる。

介護保険料を保険者である練馬区に対して直接納める。平成18年3月31日現在（住所地特例者を含め）122,625人である。

第1号被保険者数 (単位：人)

年	14	15	16	17	18
第1号被保険者数 (3月31日現在)	107,635	112,051	115,303	118,775	122,625
総人口(4月1日現在)	669,519	675,336	680,415	683,371	687,726
比率	16.1%	16.6%	16.9%	17.4%	17.8%

第1号被保険者数：年齢別 各年3月31日現在 (単位：人)

年齢 年	65～69	70～74	75～79	80～84	85～89	90～94	95～99	100～	合 計
14	37,565	29,266	19,705	11,517	6,309	2,594	596	83	107,635
15	37,860	30,664	21,079	12,369	6,527	2,777	677	98	112,051
16	37,243	31,727	22,618	13,129	6,707	3,026	739	114	115,303
17	36,915	32,822	23,756	14,023	7,129	3,204	806	120	118,775
18	36,718	34,025	24,823	14,942	7,721	3,373	900	123	122,625

第1号被保険者の資格の取得・喪失の内訳 (単位：人)

区分 年度	取 得				喪 失			
	65歳到達	転入	その他	増計	死亡	転出	その他	減計
13	8,073	1,445	121	9,639	3,068	1,825	189	5,082
14	8,242	1,414	113	9,769	3,336	1,833	184	5,353
15	7,094	1,436	98	8,628	3,400	1,803	173	5,376
16	7,605	1,398	101	9,104	3,608	1,834	190	5,632
17	8,216	1,334	105	9,655	3,733	1,899	173	5,805

注：その他…転出・転入届以外で住民登録を抹消・作成した人等

(2) 第2号被保険者

年齢40歳以上65歳未満の医療保険に加入している練馬区民である。

加齢が原因とされる特定の病気（指定された15疾病、平成18年度からは16疾病）により介護が必要となった場合、認定を受ければ介護保険サービスが利用できる。

介護保険料は医療保険の一部として納め、保険者である練馬区に対して直接納めることはない。

(3) 特例被保険者

原則として練馬区に住所を有する人が練馬区の被保険者となるが、制度上以下の特例が設けられている。

① 住所地特例者

被保険者が、他区市町村の介護保険施設（平成18年度からは住所地特例対象施設）に入所して施設所在地に住所を変更した場合には、変更先の区市町村の被保険者ではなく、元の住所地（練馬区）の被保険者となる。

② 他住所地特例者

①の住所地特例被保険者の逆の場合であり、練馬区内の介護保険施設（平成18年度からは住所地特例対象施設）に入所して、他区市町村から練馬区に住所を変更した場合には、元の住所地（他区市町村）の被保険者となる。

③ 適用除外施設入所者

身体障害者福祉法の身体障害者療護施設に入所している場合と、その他の適用除外施設に入所、入院している場合は、介護保険の被保険者とはならない。

各年3月31日現在(単位:人)

区分 \ 年	14	15	16	17	18
住所地特例者	334	346	336	329	351
他住所地特例者	43	42	45	49	53
適用除外施設入所者	27	25	25	29	25